

避難行動要支援者支援制度のお知らせ

災害時には行政も支援（公助）を行います、それだけでは限界があります。災害を乗り越えるためには、日頃から顔の見える関係づくりに努めるなど、自分で出来ることは可能な限り行う（自助）とともに、地域の助け合いが（共助）が大切です。

そこで市では、災害が発生したとき、自力で避難が難しい高齢者や障がい者の方など（①避難行動要支援者）が、災害時の避難支援等を可能な限り地域で受けられるような仕組みを、地域の皆さんとともに作るため、「②避難行動要支援者名簿」を作成しました。

今回のお知らせは、この名簿情報を自主防災組織などの避難支援等の実施にあたる「③避難支援等関係者」に提供し、支援の仕組みを地域で考えていただくために同意をいただくものです。

①避難行動要支援者（名簿の対象となる人）とは？

在宅（施設等入所者は対象外）で市内に居住する以下の要件のいずれかを満たす方です。

1. 75歳以上で要介護認定において要介護1又は2の認定を受けている方
2. 要介護3以上の認定を受けている方
3. 身体障害者手帳（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、呼吸器機能障害、小腸機能障害）の1級又は2級の交付を受けている方
4. 療育手帳Aの交付を受けている方
5. 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方
6. 市の障がい福祉サービスを受給している難病患者
7. 上記に準ずる者として、市長が避難支援等の必要を認めた方
8. 登載を希望し、市長が避難支援等の必要があると認めた方

②避難行動要支援者名簿に記載してある情報は？

氏名、生年月日、性別、住所、連絡先、避難支援を必要とする事由

③避難支援等関係者（名簿の提供先）とは？

情報提供に同意された方の名簿情報は下記の組織・団体などの避難支援等関係者に提供します。

- ・自主防災組織
- ・自治区
- ・民生委員
- ・延岡警察署
- ・避難行動要支援者に係る相談支援機関
- ・延岡市消防本部 など

④個人情報の取り扱いは？

個人情報については、市及び避難支援等関係者内において適正に管理し、避難支援に関わる目的以外には使用しません。また、名簿提供時には市が個人情報の取り扱い説明を実施します。

⑤同意したらどうなるの？

市は平常時から、自主防災組織などの避難支援等関係者に名簿記載情報を提供し、その地域において日ごろからの見守りや、災害時の避難支援に活用していただきます。ただし、地域による支援は住民自身の安全確保が前提となります。災害時には、地域住民が被災されることも考えられるため、必ずしも支援が保証されるものではありません。

⑥同意しないとどうなるの？

平常時には、名簿情報を外部提供することはありませんが、緊急時には、不同意の方の名簿も関係機関へ情報提供することがあります。ただし、必ずしも支援が保証されるものではありません。

⑦お願い

この制度は、普段から地域の助け合いによって少しでも災害時の被害を減らそうとするものです。災害発生の予想は困難であり、すべての場合に万全の体制がとれるわけではないので、すぐに登録者への安否確認や支援活動ができないおそれもあります。避難支援等関係者には、できる範囲の支援をお願いするもので、支援する方が責任を負うものではありません。

そのため、普段から自分や家族でできることを話し合い、地域の防災訓練に積極的に参加するなどして、周囲の方と良好な関係を保つよう心がけましょう。

お問い合わせ先

□市の災害対策全般に関すること

危機管理課 ☎22-7077

□避難行動要支援者名簿に関すること

介護保険課（要介護認定者に関すること） ☎22-7071

障がい福祉課（障がい者に関すること） ☎22-7059

高齢福祉課（その他名簿に関すること） ☎22-7016